

令和元年度 第3回香取市農業委員会総会議事録

令和元年6月6日

6月6日（木）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6 議案第6号 農地法第5条の規定による許可処分取消願について
日程第7 議案第7号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成31年度、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
日程第8 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第9 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第10 報告第3号 軽微な農地改良の届出について

1. 出席委員は19名で、その氏名は下記のとおり

1番	林	浩	2番	平	川	君	子		
3番	石	橋	清	勝	4番	鈴	木	清	
5番	篠	塚	正	則	6番	遠	藤	宏	
7番	寺	島	美	幸	8番	片	野	壽	夫
9番	海	老	澤	武	10番	富	澤	克	彦
11番	飯	森	孝	12番	高	松	多	可	史
13番	鵜	澤	幹	司	14番	菅	谷	樹	雄
15番	林	藤	江	16番	高	木	甚	一	
17番	大	堀	潔	18番	栗	林	利	男	
19番	伊	藤	寛						

1. 欠席委員 なし

事務局職員出席者

事務局長 椎 名 正 志

農地班長 櫻 井 廣 子

主 査 高 橋 亮 太 郎

管理班長 高 橋 重 正

主 査 滑 川 典 文

開会 午後 2時52分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、19名です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、令和元年度第3回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、4番 鈴木 清委員、15番 林 藤江委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第10 報告第3号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農

地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。令和元年6月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明いたします。

ページは1ページから6ページで、整理番号は1番から12番までです。

整理番号1番、8番は譲渡人が農業経営廃止のため、譲受人に売買により所有権移転をするものです。

整理番号2番、6番、10番は譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号3番、4番、5番は譲受人が千葉県東総地域の農園での研修後、独立して、新規参入するため農地を借受けるものです。

整理番号7番は親子間による使用貸借期間満了による再設定をするものです。

整理番号9番、11番は譲受人が農業経営合理化のため、売買により所有権移転するものです。

整理番号12番は譲渡人が農業経営規模縮小のため、譲受人に売買により所有権移転をするものでございます。

以上、12件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 大堀 潔委員。

17番大堀委員 議案第1号 去る、5月29日、水曜日、午後1時30分より市役所301会議室において、第2班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は12件でありました。

案件について、写真および書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第3号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議長 次に担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、3番 石橋清勝委員。

3番石橋委員 整理番号1番について、木内推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は相続にて取得したものの遠隔地居住で、農業経営を行っていないため、農地を処分したい意向があり譲受人は耕作地から近い農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号2番、3番、4番、5番の4件について、7番 寺島美幸委員。

7番寺島委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、飛ヶ谷推進委員には電話にて報告してあります。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号3番、4番および5番について、関連がありますので一括して、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営に参入するため、各譲渡人の農地に賃借権の設定を行うものであります。

譲受人は、露地では少量多品目、施設ではアスパラガスの栽培を計画しており、農業総合研究所や道の駅などに販売を計画しており、経営面積は5年程度で6,000㎡を目標としております。

農業経営の実施計画も、香取農業事務所において指導を受けながら計画を立てており、その内容においても適正で、賃借権設定後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号6番について、8番 片野壽夫委員。

8番片野委員 整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、農地所有適格法人である譲受人が自作地から近い農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号7番について、9番 海老澤 武委員。

9番海老澤委員 整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明いたしま

この申請は、父が経営移譲年金を受給しているため、子に使用貸借権の再設定を行うもの
であります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり許可が妥当と判断をいたしま

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号8番、9番の2件について、10番 富澤克彦委員。

10番富澤委員 整理番号8番および9番について、現地調査等を行った結果を説明いたしま
す。

なお、整理番号8番および9番については、譲受人が同一であるため、一括して説明いた
します。

これらの申請は、いずれの譲渡人も農業経営の廃止のため農地を売り渡し、譲受人は農業
経営の合理化を図るため隣接農地を取得するものであり、お互いに協議が整ったため売買
行おうとするものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、許
可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号10番について、14番 菅谷樹雄委員。

14番菅谷委員 整理番号10番について、菅谷裕志委員と現地調査等を行った結果を説明いた
します。

この申請は、譲受人が自宅前の農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と
売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号11番、12番の2件について、17番 大堀 潔委員。

17番大堀委員 整理番号11番について、埴推進委員と現地調査を行った結果を説明いたしま

す。

この申請は、譲渡人および譲受人の共同田でありましたが、これまでの耕作者である譲受人に持分を全部移転したいことから、このたび売買による所有権移転の協議が整ったものがあります。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続いて、整理番号12番について、埴推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に近い農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり各譲渡人と売買による所有権移転が整ったものであります。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

はい、栗林委員。

18番栗林委員 新規就農者は、本当に喜ばしいですが、どういうきっかけでやるようになったのですか。

事務局農地班長 今回、新規に参入した方は、旭の方ですけども露地栽培、少量多品目というところで栽培したいということです。施設につきましては、アスパラガスの栽培を考えております。

18番栗林委員 そのアスパラガスを今やっているんですか。

事務局農地班長 それを計画しているというところです。農地を借受けて、そのような計画の中で進んでいきたいという考えでいらっしゃいます。

その事前に、いろいろと研修を重ねておりますので、バックアップはそういった先生方もおりますので、万全の態勢なのかなという方向で考えております。

18番栗林委員 とにかく、ぜひ頑張ってもらいたいですね。ありがとうございました。

事務局 補足します。

過去に在る農場にて1、2年の研修を受けており、自分で行うという気持ちになり、妻と2人で行うものです。作物は、露地野菜全般で、施設野菜はアスパラガスを作る計画となっております。

7番寺島委員 この方は、譲渡人のところで現在就農し、〇市から通っておりますが将来は香

取市へ永住と考え農業を続けていきたいと聞いております。

以上です。

議 長 一応質疑は、以上で終わります。

次に、採決をいたします。

議案第1号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和元年6月6提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号は1番から6番で、ページは7ページから8ページです。

整理番号1番から5番は同一事業です。

整理番号1番から4番は、砂利採取搬出入路用地の一時転用期間延長の申請です。

整理番号5番については、砂利採取用地の一時転用期間延長の申請です。

整理番号6番は太陽光発電施設用地の拡大に伴う計画変更です。

以上、6件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 大堀 潔委員。

1 7番大堀員 議案第2号 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条計画変更承認申請の案件は6件であります。

整理番号1番から6番について、書類等で審査をした結果、申請の用途に供することの確

実性について問題ないとの意見でございます。承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番、2番、3番、4番、5番の5件について、2番 平川君子委員。

2番平川委員 1番、2番、3番、4番、5番について、伊東推進委員と一緒に確認しました。

この案件は平成26年からの賃借権設定の延長になりまして、1番、2番、3番、4番につきましては、砂利採取搬出路の用地です。5番に関しては、砂利採取用地となっています。申請書類等により、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上調査報告を終わります。

議 長 整理番号6番については、私の案件であるので、議事進行上、事務局より意見の代読をお願いします。

事務局主査 代読いたします。

整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明します。

申請地は、〇〇〇〇〇前の〇〇を〇〇〇・〇〇〇方面へ約〇〇キロほど進み、そこより右折し約〇〇メートル入った所になります。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇に本店のある太陽光発電事業などを営む法人です。

この申請は、平成30年3月28日付けにて、太陽光発電施設用地としての許可を受けておりますが、太陽光発電施設の規模拡大により計画変更するものです。

また、譲受人は、許可を受けた農地と隣接地との境界を誤り、すでに施工をしているため始末書および5条申請が提出されております。

なお、申請書類等より、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求め。令和元年6月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは9ページ、整理番号は1番および2番です。

整理番号1番について、転用目的は農業用施設用地です。

申請地の農地区分は、農用地区域内農地ではありますが、不許可例外自由Bであります農用地利用計画において指定された用途に供する場合に該当します。

整理番号2番、転用目的は専用住宅用地、申請地の農地区分は第2種農地に該当します。

以上、2件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の審査報告をお願いいたします。

第2班 班長 大堀 潔委員。

17番大堀委員 議案第3号 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第4条の案件は2件であります。

整理番号1番、2番について、写真および書類等で審査した結果、申請の用途に供することの確実性には問題ないとの意見であり、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

議案第3号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求めます。令和元年6月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは10ページから12ページ、整理番号は1番から8番です。

整理番号1番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は、第一種農地ですが不許可例外事由Iであります住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

整理番号2番、転用目的は駐車場用地、権利の内容は使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は、第一種農地ですが不許可例外事由Iに該当します。

整理番号3番、転用目的は太陽光発電施設用地、権利の内容は賃借権設定です。

申請地の農地区分は、第二種農地に該当します。

整理番号4番、転用目的は資材置場用地、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、第一種農地ですが、不許可例外事由Iに該当します。

整理番号5番、一時転用です。転用目的は駐車場用地、権利の内容は賃借権設定です。

申請地の農地区分は第二種用地に該当します。

整理番号6番、転用目的は専用住宅用地、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第二種農地に該当します。

整理番号7番および8番、転用目的は太陽光発電施設用地、権利の内容は7番が所有権移

転、8番が地上権設定です。

申請地の農地区分は第二種農地に該当します。

以上、8件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、事前審査会の審査報告をお願いします。

第2班 班長 大堀 潔委員。

1 7番大堀委員 議案第4号 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は8件であります。

整理番号4番の転用目的が資材置場用地、整理番号7番の転用目的が太陽光発電施設用地については、現地確認をし、その他の案件については、写真および書類等で審査いたしました。

書類等で審査した案件については、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性について問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

次に、現地調査案件については、調査の結果から他の農地に被害を及ぼす影響もなく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明お願ひいたします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番、2番の2件について、3番 石橋清勝委員。

3番石橋委員 整理番号1番について、木内推進委員と現地調査を行った結果を説明します。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇前から〇〇〇方面へ約〇〇キロの地点を北へ〇〇メートルほど行った所であります。その右側になります。現在〇〇〇〇〇〇として営業しているその隣りにあります。

譲受人は、市内で〇〇〇を開設し、現在はその2階に家族で住んでおりますが手狭となっているため隣接する申請地に専用住宅を建築する計画をしたものです。

なお、申請地では、現在一部分が既にアスファルト舗装されているため、始末書が提出されています。

申請地では、用水は市営上水道を利用、排水については、雨水は敷地内自然浸透で処理し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、側溝へ流します。

また、隣接農地とは高低差がないため土砂等の流出はごく軽微と考えられます。

た右側になります。

譲受人は、市内に本店のある中古自動車や家電製品などの輸出入代理業などを営む法人ですが、事業拡大に伴い商品類の保管場所が必要となり、現在の事務所および輸送場所である〇〇〇〇などにも近く、〇〇沿いで利便性の良い申請地に資材置場を整備する計画をしたものです。

申請地では、用水の利用はなく、排水については、雨水は敷地内浸透枡を10箇所設け自然浸透で処理し、汚水・雑排水の発生はありません。

また、隣接農地には土留めを設けることで土砂流出の防止を図ります。

なお、土地改良区の区域外であり、資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 長 整理番号5番、6番の2件について、10番 富澤克彦委員。

10番富澤委員 整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所ですが、〇〇〇〇〇を〇〇方面に行き〇〇の〇〇を右折して〇〇メートルほど行った左側にあります。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇に本店のある農業や農作物販売業を営む法人ですが、現在〇〇地先に農地法3条許可にて、約4反部の圃場を整備しています。

ここでハウス栽培を始めるにあたり、農作業従事者用の駐車場を整備する必要があるのですが、当初予定していた駐車場用地がこの先3年間の賃貸契約が残っており使用できないため、この契約が終了するまでの間申請地を一時的に駐車場として利用する計画をしたものです。

申請地では、用水の利用はなく、排水については、雨水は敷地内自然浸透で処理し、汚水・雑排水の発生はありません。

また、隣接農地には土嚢を設けることで土砂流出の防止を図ります。

資金計画および農地復元計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号6番について、麻生推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇を〇〇方面に向かって行き、〇〇〇〇〇からの〇〇〇の

先を〇〇メートル位行った左側に〇〇〇〇〇〇〇〇の先にあります。

譲受人は、現在実家住まいですが、結婚に備え専用住宅を建築する計画をしたものです。

なお、申請地では、既に一部分が宅地利用されているため、始末書が提出されております。

申請地では、用水は市営上水道を利用、排水については、雨水は敷地内自然浸透で処理し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、排水路へ流します。

また、隣接農地は高低差がないため、土砂流出はごく軽微と考えられます。

なお、土地改良区からの同意を受けており、資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号7番、8番の2件については、私の案件であるので、議事進行上、事務局より意見の代読をお願いします。

事務局主査 代読いたします。

整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

申請地は、〇〇〇〇〇前の〇〇を〇〇〇・〇〇〇方面へ約〇〇キロ進み、そこより右折し約〇〇メートル入った所になります。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇に本店のある太陽光発電事業などを営む法人ですが、申請地を有効活用し、安定収入を得るため太陽光発電施設を設置する計画をしたものです。

申請地では、用水の利用はなく、排水については、雨水は敷地内自然浸透で処理し、汚水・雑排水の発生はありません。

また、隣接農地には、土嚢および盛り土を設けることで、土砂や雨水流出の防止を図りますが、申請地は傾斜地となっており、低い方に農地等があるため、万が一被害が出た場合は譲受人の責任で対応するとのことです。

なお、土地改良区の区域外であり、資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

続きまして、整理番号8番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

申請地は、〇〇〇〇〇前の〇〇を〇〇〇・〇〇〇方面へ約〇〇キロほど進み、そこより右折し約〇〇メートル入った所になります。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇に本店のある太陽光発電事業などを営む法人ですが、申請地を有効活用し、安定収入を得るため太陽光発電施設を設置する計画をしたものです。

なお、本件は5条計画変更申請、整理番号6番と関連しており、譲受人は許可を受けた農

地と本件との境界を誤り、既に施工しているため始末書が提出されております。

申請地では、用水の利用はなく、排水については、雨水は敷地内自然浸透で処理し、汚水・雑排水の発生はありません。

また、申請地は隣接農地より低いため、土砂等の流出はありません。

なお、土地改良区の区域外であり、資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

令和元年6月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

令和元年度第3次農用地利用集積計画は、整理番号1番から27番です。ページは13ページから21ページです。

所有権移転が2件、5,929㎡で、すべて田です。

次に、使用貸借権設定は4件、21,058㎡で、すべて畑です。

内訳は、新規が2件、7,375㎡です。

再設定は2件、13,683㎡です。

次に、賃借権設定は21件、田が10,884㎡、畑が50,486㎡です。

内訳は、新規が4件、6,015㎡、すべて田です。

再設定が17件、田が4,869㎡、畑が50,486㎡です。

以上27件の第3次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議 長 日程第6 議案第6号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第6号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可処分取消願の提出があったので、県への通知について審議を求める。令和元年6月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の内容を説明いたします。

整理番号1番、申請書記載誤りのため取消をするものであり、議案第4号 整理番号3番にて、改めて権利の内容を賃借権設定として申請したものでございます。

以上、1件でございます。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 大堀 潔委員。

17番大堀委員 議案第6号 事前審査の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条の規定による許可処分の取消願いは1件であります。

案件については、書類等により審査を行った結果、農地法第5条の規定による許可処分の取消が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、6番 遠藤 宏委員。

6番遠藤委員 整理番号1番について、説明いたします。

本件は、平成31年4月19日付けで、太陽光発電施設用地の許可を受けているものでありますが、権利の内容が賃借権の設定であるところ、所有権の移転と認識誤りをして申請したため、取消しをするものであります。

なお、5条申請整理番号3番にて改めて申請されております。

以上、審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、取消相当として進達することに決定いたします。

◎日程第7 議案第7号

議 長 日程第7 議案第7号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第7号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び

平成 31 年度、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について。令和元年 6 月 6 日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

事務局管理班長 議案第 7 号について、ご説明いたします。

先月、5 月 8 日総会において決定された、平成 30 年度活動の点検・評価の（案）および平成 31 年度、令和元年度活動計画の（案）について。これを公表して、香取市のホームページで 30 日間、本日までに意見募集を行いました。

結果は、この間、意見等はありませんでしたので、本議案記載の内容をもって、平成 30 年度活動の点検・評価及び平成 31 年度、令和元年度活動計画とするものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 7 号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 7 号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第 8 報告第 1 号

議 長 日程第 8 報告第 1 号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について。下記のとおり農地法第 18 条第 6 項および農地法施行規則第 68 条の規定による解約等の通知があったので報告する。令和元年 6 月 6 日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は 5 件です。

◎日程第 9 報告第 2 号

議 長 日程第9 報告第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。令和元年6月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は21件です。

◎日程第10 報告第3号

議 長 日程10 報告第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 報告第3号 軽微な農地改良の届出について。下記のとおり軽微な農地改良の届出書の提出があったので報告する。令和元年6月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

提出は1件です。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に對しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時56分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人